

2008年3月31日  
独立行政法人国際協力機構

委員からの追加のご質問・コメントに対する回答

福田委員からのご質問・コメントに対する回答

○報告の体裁について（回答 p.2）

（コメント・質問）第1回委員会で、分母と分子、すなわち当該要件を考慮すべき案件数とガイドライン通り実施されていた案件数が分かるよう求めたが、回答の別添からは実施された案件数しか分からない。例えば、先住民族に対する配慮について（報告p.30）、別添では3つの事業が挙げられているが、これでは先住民族への配慮が必要であった案件数が分からず、ガイドラインの運用実態を確認することができない。当該要件を考慮すべき案件数を具体的に示していただきたい<sup>1</sup>。また、別添に挙がっていない案件については、当該要件について配慮されていなかったのか。

（答）ご趣旨のような形での案件カウントは行っておりません。例えば、先住民族に対する配慮が必要か否かは内部審査で確認しているため、配慮すべき案件については、報告書で記載しています。先住民族・少数民族への配慮を行った案件は第2回有識者委員会資料の「委員からのご質問・コメントに対する回答」別添資料のとおり3案件あり、それ以外の案件では、配慮すべき項目として設定されませんでした。

○運用実態確認の方法（回答 p.2-3）

（質問）「内部審査に係るヒアリング結果等」について、具体的に示していただきたい。これは聞き取り内容に過ぎないのか、環境社会配慮審査チームによる審査の結果を含むのか。聞き取り結果や審査結果は文書として記録されているのか。具体的に審査中や審査後どのような文書としてまとめられているのか。

（答）内部審査は環境社会配慮審査Tが担当しており、各担当者からのコメント及び審査結果を活用し、運用実態確認を行っております。なお、担当者への聞き取り結果についての記録は存在しませんが、内部審査の結果については文書として記録しております。内部審査の結果は、担当部署から提出された資料へのコメントの形で記録しています。

（質問）「JICA内の案件担当者、環境社会配慮審査担当者からの情報収集」を行ったとのことだが、情報収集の内容と方法について教えていただきたい。

（答）運用実態確認を行う際には、これまでの案件の内部審査を通じて得たコメント、本運用実態確

<sup>1</sup> 例えば、JBIC国際金融等業務における実施状況確認では、JBICガイドライン第2部の実施状況について、「6件はプロジェクトの実施に伴う住民移転を生じる」、「2件ではプロジェクトサイト及びその周辺に少数民族、先住民族が存在する」など、各要件の充足を求められる案件数を記した上で、その実施状況を記載している。国際協力銀行「『環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン』に係る実施状況確認調査報告書」p.33-34。

認に当たって得たコメントを収集しています。

#### ○実施体制（回答 p.3）

（コメント）審査のプロセス詳述を求めたが、極めて簡易な回答で驚いている。委員会の場で、現在 JBIC・JICA が行っている環境審査の実態について情報を共有することは、今後の委員会における検討を進める上で有益であると考えます。

（答）各案件のポイントとなるタイミングで、内部審査を行っています。担当部署からの提出資料に基づき、環境社会配慮調査が適切に行われているかについて、環境社会配慮審査チームから担当部署にコメントを提出しています。開発調査を例にとると、次のようなタイミングと資料になります。

事前調査：事前調査報告書案

スコーピング：スコーピング資料またはこれを含むレポート

概要検討：概要検討を含むレポート

最終報告書案：最終報告書案（修正を求めるコメントを提出した場合は修正も確認）

（質問）上記にもあるが、環境社会配慮審査チームによる審査において、どのような文書が作成されるのか教えていただきたい。

（答）環境社会配慮審査チームによる審査では、担当部署からの提出資料に基づき、担当部署にコメントを提出しています。コメントには、カテゴリ分類の確認、調査方法へのコメント、調査結果へのコメント、報告書の記載内容についてのコメントが含まれます。

#### ○初期段階からの環境社会配慮（回答 p.4）

（質問）「フィージビリティ調査でも、プロジェクトが特定されて工事範囲を検討する段階よりも前の計画段階での検討を行っている場合があることを示しています。F/S 調査で代替案の比較検討を行っていない事例はありません。」とあるが、意味が分からない。ここでいう「代替案の比較検討」の意味を教えてください。

（答）F/S 調査で代替案の比較検討には、プロジェクトが特定されて工事範囲を検討する段階（例えば、既存の道路の線形どおりにするか線形を変更するかの検討）のものと、これよりも前の計画段階（例えば、鉄道の輸送量を増加させるのに既存線路の改良にするのか、新線を建設するのか）のものとがあることを示しています。

#### ○相手国政府に求める要件（回答 p.4-5）

（コメント）JICA が日常業務において、相手国政府に対して報告書記載の環境社会配慮調査結果を考慮するように求めるのは当然である。一方、ガイドラインの目的は相手国政府への適切な環境社会配慮の実施促進にあり、ガイドライン 1.6.1 は相手国政府に求める要件として調査結果の十分な考慮を挙げている。したがって、調査結果を相手国政府が十分に考慮し意思決定に反映させたどうかを確認せずに、ガイドラインの運用実態を確認し目的が達成されたかを判断するのは困難である。

（答）JICA の各案件の実施を通じて、相手国の意思決定において、環境社会配慮調査結果を十分考慮

するように求めています。逐一確認しているものではありませんが、JICA が実施を通じる中で、環境社会配慮調査結果が考慮されなかった事例は承知しておりません。

(コメント・質問) ガイドライン 1.6.3 及び 1.6.4 について、JICA は要件が満たされていることを確認していない。環境影響評価書等の情報公開は、ガイドラインの中でも極めて重要な要件であると考えが、これらを JICA が確認の対象としていない理由は何か。

(答) 1.6.3 及び 1.6.4 について、運用実態確認報告及び第二回委員会資料の回答に記載の方法で、個別確認ではありませんが、運用の確認を行ったものです。

(コメント・質問) 環境影響評価文書への現地ステークホルダーによるアクセスについて、①相手国制度で情報公開を義務付けている場合が多いこと、②相手国に必要事項は伝えていること、の 2 点を理由に、アクセスが可能であると結論づけている。この JICA の判断の妥当性が全く理解できない。JICA は、ガイドラインの要件を相手国に伝えれば、その後の実施を確認しなくても、要件は遵守されると考えているのか。

(答) 上記の 2 点に加え、ガイドラインに従うことについて相手国と確認しており、アクセスが可能であると考えます。

#### ○対象とする協力事業 (回答 p. 5-6)

(質問) プロジェクト形成調査において環境社会配慮の検討を行った例について、案件名及び具体的な環境社会配慮のプロセス、JICA ガイドラインの準用状況について教えていただきたい。

(答) プロジェクト形成基礎調査 (ネパール国アッパーセティ水力発電計画調査) では、ネパール側の EIA が承認された後に JICA ガイドラインに沿った調査が可能かの確認、JICA ガイドラインの開発調査への適用の合意、F/S 調査で JICA ガイドラインに基づく調査を如何に行うかの検討等を行っています。

#### ○緊急時の措置 (回答 p. 6)

(コメント) ガイドライン 1.8 は、緊急時の措置について、環境社会配慮審査会に諮問することを求めているが、実際には報告にとどまっており、これはガイドラインに違反するものとする<sup>2</sup>。

(答) 緊急時の措置については、環境社会配慮審査会で確認を行っており、ガイドラインに従って対応しております。

(コメント) 緊急時の措置に関する環境社会配慮審査会による「検討結果」について、議事録において公開されているとするが、議事録で明らかとなるのは検討過程だけであり、検討結果ではない。検

<sup>2</sup> 平成 18 年度第 5 回審査会において、JICA 環境社会配慮審査チームの渡辺チーム長は、緊急時の措置について、カテゴリ A については文書による諮問を行い、カテゴリ B の案件については審査会への報告をもって諮問とするという認識を示しているが (同審査会議事録 p. 14)、ガイドラインは緊急時の措置についてカテゴリ A とカテゴリ B の場合を分けておらず (ガイドライン 1.8)、また諮問に対しては答申が必ず予定されている以上 (ガイドライン 2.4.2)、ガイドラインに違反する取扱いであるとする。

討結果は公開されておらず、これはガイドラインに違反するものとする。

(答) 第2回有識者委員会資料の「委員からのご質問・コメントに対する回答」6ページの緊急時の措置に係るコメントへの回答「緊急時の措置についての審査諮問機関の検討結果は、環境社会配慮審査会の議事録において公開されています。」に加えて、次の JICA ホームページにおいて、審査諮問機関の検討結果として公開しています。

<http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/emergency.html>

#### ○情報の公開 (回答 p.6-7)

(コメント) 情報公開を担保するための枠組みの合意 (ガイドライン 2.1.3) に関する質問について、コメントの意味を誤解している。具体的な公開の場所・方法・時期等について「合意」すべきではないかとのコメントに対し、具体的な「公開」は個々のタイミングで行われるべきと回答されている。コメントは、公開そのものについてではなく、情報公開を担保する枠組みについて、ガイドラインへの一般的遵守にとどまらず、より具体的な情報公開の内容を相手国と合意すべきではないか、との趣旨である。再度回答していただきたい。

(答) 初期段階において情報公開を担保するための枠組みについて合意することについては、ガイドラインに従うことの確認で適切と考えています。具体的な公開の場所・方法・時期等にかかる事項は、調査の内容、工程にも深く関連することから個々の案件に応じたタイミングで実施されることが適当と考えます。

(質問) 第三者への情報提供の具体例に関する質問について、回答では環境社会配慮審査会への委員以外からの情報提供を例として挙げているが、これは第三者「からの」情報提供の具体例であり、第三者「への」情報提供の具体例ではない。再度回答していただきたい。

(答) 回答に記載した内容は、第三者「からの」ではなく、第三者「への」具体例を記載したものです。

(コメント) JICA ウェブサイト上での情報公開において、要請案件リストと実施中案件リストが分かれている点について、両者を対照しやすくすることで対処するとの回答があったが、一つのデータベースに案件の詳細情報と環境社会配慮情報を掲載し、検索を可能にする方が、利用者の利便性向上に資するのではないか。世界銀行や ADB など国際機関においては、プロジェクト情報のデータベースが整備され、この中に環境社会配慮に関する情報を掲載しているので、参考にしてはどうか。

(答) 現段階でプロジェクト情報のデータベースを整備する予定はありませんが、実施する際には世界銀行や ADB 等の例を参考にしたいと考えております。

(コメント) 要請案件リストと実施中案件リストの日本語での情報公開について、日本語で記載した「カテゴリ A の要請案件リスト」「実施中案件リスト」から英語のリストにリンクしていると回答している。しかし、実際のリストそのものは英語でしか公開されておらず、ガイドラインに違反しているものとする。

(答) 全ての情報を日本語・英語双方で公開するものとは理解しておらず、ガイドラインに違反しているとは考えておりません。

(コメント・質問) JICA と相手国政府が共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合に、「十分な時間的余裕を持って」情報公開が行われたかどうかについて、記録で確認できないと回答している。ガイドラインの要件の遵守状況が後から確認できないような運用には大きな問題がある。ガイドラインの要件の確認状況が記録されていないのはなぜか。相手国に伝えている必要事項とは何か。相手国に必要事項を伝えれば、要件は満たされるものと JICA は考えているのか。

(答) ガイドラインの施行時に記録化について具体的な方法を検討しておりませんでしたので、ガイドラインの要件の実施の記録化については、検討したいと考えます。ガイドラインに従うことについては、相手国と確認しています。

(コメント・質問) 情報公開の言語・様式について、ステークホルダー協議を行う場合には当然要件を満たしているとしている。しかし、当該地域に異なる言語を用いる複数のステークホルダーが存在する場合などを考えれば分かるように、協議が行われたという事実から、情報公開の言語・様式を確認することはできない。また、「コンサルタントへの聞き取りによってもこれを確認してい」というが、具体的にどのコンサルタントに対していかなる聞き取りを行った結果、情報公開の言語・様式を確認しているのか。また、ステークホルダー協議を行わない案件における情報公開の様式・言語について、運用実態が確認されていない。

(答) 記録で確認しているものではありませんが、ステークホルダー協議では、少なくとも相手国公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式により行われていますが、通常は複数言語で会議を行うことが求められているとは理解しておりません。特定の民族を対象としたステークホルダー協議を行う場合には、その民族の言語で協議を行っています。

コンサルタントへの聞き取りについては、本運用実態確認の案件調査を担当したコンサルタントに聞き取りを行い、当該コンサルタントが担当した案件でのステークホルダー協議における言語・様式を確認しました。

#### ○ステークホルダー協議 (回答 p. 7-8)

(コメント) 現地ステークホルダーとの協議について、プロジェクトの案や環境社会配慮調査の方法等について協議が行われたことを理由に、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するものであったと回答している。しかし、協議事項だけで協議の目的達成を判断できるとの JICA の見解には同意できない。協議がその目的を達成するには、提供される情報、協議の進行方法、参加者の人数や多様性・参加者間の相互関係、協議で表明された見解への対応など、多くの要素が必要である。

(答) 協議事項だけで協議の目的達成を判断できるとの趣旨ではありません。現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するためには、ご指摘の要素もあるとは考えられますが、プロジェクトの案、環境社会配慮調査の方法等について協議が行われることは、不可欠な要素と考えています。

(コメント) 現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みの合意に関するコメントについて、具体的な方法等については個々のタイミングで行うことが適当と回答している。この回答の意味が理解できない。具体的な方法等については個々の協議前に合意すべきとの意味か、協議そのものを個々のタイミングで行うべきとの意味か。後者であればコメントの意味を誤解している。前者であれば、協議の実施場所時期・方法等については、ガイドライン通り協力事業の初期段階において相手国政府と合意し、その円滑な実施を図るべきであるとする。

(答) 初期段階において現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて合意することについては、ガイドラインに従うことの確認で適切と考えています。具体的な方法等については、個々の案件に応じたタイミングで協議されることが適当と考えています。

(質問) カテゴリ A 案件に関するステークホルダーとの協議の対象について、全ての案件で、プロジェクトの案や環境社会配慮調査の方法等について協議を行っているかと回答しているが、開発ニーズの把握、代替案の検討については協議の対象となっているのか。

(答) 開発ニーズの把握や代替案の検討も協議の対象となっております。

(質問) M/P におけるステークホルダーとの協議について、ステークホルダーの範囲の特定が難しかったため実施しなかった例が 4 件あるとしている。具体的には、どのような M/P の場合にステークホルダーの範囲の特定が難しいのか。

(答) マスタープランの策定で具体的なプロジェクトの計画が明確ではない際には、プロジェクトのサイト等が明確ではなく、影響を直接うけると想定される住民を特定することが困難です。(第 2 回委員会資料別添中、「22 件のうち関連省庁や関連部局を対象としている案件が 4 件」の 4 件を 3 件に訂正させていただきます。)

(コメント) ステークホルダー協議を行ったにもかかわらず、協議記録が作成されていない案件は、ガイドライン 2.2.6 に違反しているものとする。

(答) 一部のカテゴリ B 案件では、報告書で協議記録作成が確認できませんでしたが、これが直ちに協議記録が作成されていないことを意味するものではありません。

(質問) カテゴリ B の開発調査 34 件中協議を行わなかった案件が 10 件あり (正誤表)、このうち 4 件が M/P (M/P+F/S の場合を含む) であるから、F/S については 12 件中 6 件で現地ステークホルダーとの協議が行われなかったと思われる。これら 6 件についても、協議が実施されなかった理由を教えてください。

(答) ガイドラインでは、カテゴリ B の開発調査は、必要に応じて現地ステークホルダーとの協議を行うこととしており、協議を必要としなかったものと考えられます。

#### ○カテゴリ分類 (回答 p. 9-10)

(コメント・質問) カテゴリ分類において相手国環境影響評価制度をどのように勘案しているのかと

いう質問に対し、同制度以外の要素も踏まえて判断していると回答されており、質問に対する回答になっていない。再度回答されたい。

(答) 相手国の環境影響評価制度に関しては、プロジェクト内容や必要な情報を提出したうえで必要な手続きが判断される場合もありますが、IEE レベル又は EIA レベルの検討が必要とされる事業を具体的に規定している場合には、スクリーニングの際にはこの適用を確認しています。

(コメント・質問) M/P と F/S の双方を行う開発調査におけるカテゴリ分類に関する質問に対する回答中、「優先プロジェクト」「F/S 対象プロジェクト」「個別プロジェクト計画」「代替案」の違いが分からないのでご教示いただきたい。なお、ガイドラインは「プロジェクトを想定して」と規定しており(ガイドライン 2.5.6)、優先プロジェクトにカテゴリ A 案件が含まれる可能性がある場合には、M/P をカテゴリ A として取り扱うべきであると考えます。

(答) 「優先プロジェクト」「F/S 対象プロジェクト」「個別プロジェクト計画」「代替案」の違いについて、以下のとおり説明致します。

「優先プロジェクト」---M/P 策定の中で、優先的に実施すべきプロジェクトとして説明されるプロジェクト

「F/S 対象プロジェクト」---F/S にて対象となるプロジェクト

「個別プロジェクト計画」---個別のプロジェクトの F/S に類する計画

「代替案」---実施しない案を含む他の計画選択肢

M/P で具体化を行う個別プロジェクトに、カテゴリ A に分類されるプロジェクトが予定されている場合には、M/P をカテゴリ A として取り扱うことになると考えています。

(コメント) インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査がカテゴリ B から A への変更の事例として取り上げられているが、本案件についてカテゴリ分類の段階でいかなるプロジェクトが想定されていたのか。ダム事業は全く想定されていなかったのか。

(答) 本案件では、マスタープラン調査の結果として提案されたフィージビリティ調査対象のプロジェクトの中に多目的ダム建設事業が含まれていたことから、マスタープラン調査の結果に基づいてカテゴリ B から A への変更を行いました。当初のカテゴリ分類の段階、事前調査の段階では、フィージビリティ調査対象のプロジェクトは明確ではありませんでした。

(コメント) カテゴリ B から A に変更された場合に、変更されたタイミング以降についてカテゴリ A の手続で実施していると回答している。この方法だと、TOR 案への現地ステークホルダーからのインプットやスコーピング案の情報公開、スコーピング段階での環境社会配慮審査会への諮問等が行われないうことになり、不適切であると考えます。

(答) 「インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査」では、カテゴリ B から A に変更されたうえでフィージビリティ調査を実施しました。フィージビリティ調査段階のスコーピング案については、現地ステークホルダー協議の開催、JICA ホームページへの情報公開、環境社会配慮審査会への諮問を行いました。

## ○社会配慮と人権への配慮（回答 p. 11）

（コメント・質問）紛争国・紛争地域等での事業について、1 案件を事例として挙げていただいたが、紛争国・紛争地域での事業に該当するのはこの 1 案件のみという趣旨か。そうでないならば、全ての案件について、特別な配慮が行われなかった原因を教えてください。

（答）紛争国・紛争地域での事業に該当するのは、第 2 回有識者委員会資料の「委員からのご質問・コメントに対する回答」の「アフガニスタン国マザリシャリフ市復興支援調査」以外に、アフガニスタン国カンダハル・ヘラート間幹線道路整備計画があります。この案件では、拡幅部分の沿線住民を対象に、パンフレットによるプロジェクト概要の説明、アンケート調査を行いました。特別な配慮を必要とするような状況はありませんでした。

## ○相手国政府に求める環境社会配慮の要件（回答 p. 12-14）

（コメント・質問）別紙 1 の役割について、これが JICA による協力事業における環境社会配慮の支援と確認に用いられることは理解しているが、別紙 1 が適用されるのは協力事業ではなく相手国政府が計画・実施するプロジェクト本体である（別紙 1 の主語は「プロジェクト」となっている。ガイドライン 1.3.3 参照）。したがって、JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援・確認において、相手国のプロジェクトが別紙 1 の要件を満たしているかどうかを確認すべきである。かかる確認は日常業務の範囲で行われているのか。その結果はどのように文書化されているのか。

（答）ガイドライン 1.5 では「JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。」と規定しており、協力事業における確認です。

（コメント・質問）別紙 1 の項目について部分的にしか運用実態が確認されていないと指摘したが、確認されていない部分について JICA ではリストアップできないようなので、以下に記しておく。各要件についてガイドラインの運用実態を確認していただきたい。

- （基本的事項 1）影響を回避・最小化するような代替案・緩和策の検討とプロジェクト計画への反映
- （基本的事項 2）検討結果のプロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和
- （対策の検討 2）モニタリング・制度整備のための費用、その調達方法に関する計画
- （法令、基準、計画等との整合 1）実施地において政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等の遵守
- （社会的合意 1）社会的に適切な方法による合意形成
- （社会的合意 1）プロジェクトの代替案検討の段階からの情報公開と協議
- （非自発的住民移転 2）十分な補償及び支援
- （非自発的住民移転 2）補償及び支援の適切な時期における付与
- （非自発的住民移転 2）移転住民の生活水準や収入機会、生産水準の回復
- （非自発的住民移転 2）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移



転先でのコミュニティ再建のための支援

- (非自発的住民移転3) 対策の立案・実施・モニタリングにおける住民参加の促進
- (先住民族) 土地及び資源に関する先住民族の諸権利の尊重
- (先住民族) 十分な情報に基づく先住民族の合意
- (モニタリング) モニタリング結果の公表
- (モニタリング) 第三者等からの指摘に対する問題解決の手順

(答) ご指摘の別紙1の各項目について、カテゴリA案件における報告書の記載状況は以下のとおりです。

(基本的事項1) 影響を回避・最小化するような代替案・緩和策の検討とプロジェクト計画への反映  
 ・11案件中10件が代替案・緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画へ反映しています。

(基本的事項2) 検討結果のプロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和

・全ての案件が検討結果のプロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和を図っています。

(対策の検討2) モニタリング・制度整備のための費用、その調達方法に関する計画

・全ての案件が、明記されていませんが、モニタリング・制度整備のための費用、及び調達方法をプロジェクトの費用、調達方法に含めていると考えられます。

(法令、基準、計画等との整合1) 実施地において政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等の遵守

・全ての案件がプロジェクト対象地域において政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等を遵守しています。

(社会的合意1) 社会的に適切な方法による合意形成

・全ての案件が社会的に適切な方法による合意形成を行っています。

(社会的合意1) プロジェクトの代替案検討の段階からの情報公開と協議

・11案件中10件でプロジェクトの代替案検討の段階からの情報公開と協議を行っています。

(非自発的住民移転2) 十分な補償及び支援

・11案件中7件が十分な補償及び支援の方法のフレームワークを検討しています。その他4件では住民移転の可能性がありません。

(非自発的住民移転2) 補償及び支援の適切な時期における付与

・11案件中7件が補償及び支援の適切な時期における付与にかかる検討を行っています。その他4件では住民移転の可能性がありません。

(非自発的住民移転2) 移転住民の生活水準や収入機会、生産水準の回復

・11案件中7件が移転住民の生活水準や収入機会、生産水準の回復にかかる検討を行っています。その他4件では住民移転の可能性がありません。

(非自発的住民移転2) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援

・11案件中7件が損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援の検討を記載しています。その他4件では住民移転の可能性があ

りません。

(非自発的住民移転3) 対策の立案・実施・モニタリングにおける住民参加の促進

・11 案件中 7 件が対策の立案・実施・モニタリングにおける住民参加の促進に関連した記載がありません。その他 4 件では住民移転の可能性がありません。

(先住民族) 土地及び資源に関する先住民族の諸権利の尊重

・1 案件で土地及び資源に関する先住民族の諸権利の尊重にかかる検討を行っております。その他 10 件では先住民を影響項目としていません。

(先住民族) 十分な情報に基づく先住民族の合意

・1 案件で十分な情報に基づく先住民族の合意のプロセスを含む調査を行っております。その他 10 件では先住民を影響項目としていません。

(モニタリング) モニタリング結果の公表

・1 案件でモニタリング結果の公表を記載しています。

(モニタリング) 第三者等からの指摘に対する問題解決の手順

・全ての案件で第三者等からの指摘に関する記載はありません。

(コメント・質問) 先住民族に「重大でない」影響を及ぼす案件は何件あるのか。それら事業において、どのような先住民族に対する配慮がなされたのか(回答にあるグアテマラの案件を除く)。

(答) 先住民族・少数民族に「重大でない」影響を及ぼす案件は、グアテマラ案件の他に 2 件で、これら 2 案件では以下の配慮を行いました。

「カンボジア国第二メコン架橋」---プロジェクト周辺地域の少数民族を対象としたステークホルダー協議を別途で 3 回実施しました。

「中国青海省観光地域総合開発調査プロジェクト」---観光開発による地域経済活性化による少数民族の離散や伝統文化の衰退の可能性を指摘しました。

(コメント・質問) 先住民族に影響を与える場合について、協議が行われた事例があったのは分かったが、どのように先住民族の「合意」が得られるよう努めたのかについて、回答がない。協議実施だけしか行われなかったのか。協議では先住民族の合意が得られたのか。

(答) 「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査プロジェクト」では、ステークホルダー協議又はインタビュー調査により先住民族の合意を得るよう努め、反対はありませんでした。

○スキーム別手続：要請確認段階(回答 p. 14)

(質問) 要請確認段階での情報公開に寄せられたコメントについて、なぜ JICA は応答しないのか。

(答) 特に、応答の必要はないと考えました。また、返信も求められていませんでした。

(コメント・質問) 案件採択後の情報公開について、回答ではカテゴリ分類の根拠を 19 年度上半期ま

で公表しているとされているが、例えば下記の案件についてカテゴリ分類の根拠が公開されていない（実施中案件リストを上から国名の頭文字AからCまでチェックした）<sup>3</sup>。

- ・ベナン国内水面養殖振興による村落開発計画調査…S/W締結は2007年1月24日。
- ・マナウス工業団地産業廃棄物管理改善計画調査…事前調査報告書2007年1月26日。
- ・ブジュンブラ市都市交通改善計画調査…S/W締結は2007年1月24日。
- ・カンボジア水力発電マスタープラン調査…S/W締結は2007年5月11日。なお、本案件の事前調査報告書は、カテゴリBとした根拠を「プレフィジビリティスタディないしフィジビリティスタディを含まないため」と説明しているが、これはガイドライン2.5.6に違反する取扱いであるとする。
- ・カンボジア国流域灌漑・排水基本計画調査…S/W締結は2006年10月26日。

（答）「ベナン国内水面養殖振興による村落開発計画調査」、「ブラジル国マナウス工業団地産業廃棄物管理改善計画調査」、「ブジュンブラ市都市交通改善計画調査」の3案件にかかるカテゴリ分類の根拠はJICAホームページ「18年度国際約束案件リスト」に、「カンボジア国流域灌漑・排水基本計画調査」は「17年度国際約束案件リスト」に記載がありますので、ご確認ください。「カンボジア国水力開発マスタープラン調査」については、「18年度国際約束案件リスト」から記載が漏れておりましたので、修正致します。

なお、カンボジア水力開発マスタープラン調査事前調査報告書では、カテゴリ分類について、「プレフィジビリティスタディないしフィジビリティスタディを含まないため」という記載はなく、「プレF/Sは含まれないことを前提としてカテゴリ「B」とされている。」と記載されています。

（コメント・質問）カテゴリ分類の根拠と外務省への提言内容が同一である理由が理解できない。また、外務省に提言した内容は「外務省が国際約束を締結した段階で」公開されるはずだが、なぜ平成19年度上半期の案件までしか公開されていないのか。

（答）カテゴリ分類の根拠には、どのような影響が考えられるか、影響の程度を示しており、これは外務省への提言内容になります。

#### ○スキーム別手続：開発調査（回答 p.14-15）

（質問）ガイドライン上は事前調査が前提とされているが（ガイドライン3.2.1.1）、事前調査を行わない案件は、緊急時の措置の場合以外にあるのか。事前調査が行われない場合、ガイドライン3.2.1にある手続き（環境社会配慮関連の情報の確認、現地踏査、2回目のカテゴリ分類、予備的スコーピング、TOR案作成、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りとTOR案への反映等）は、どのように行われるのか。

（答）開発調査の場合、2004年度以降の要請案件で、事前調査を実施していない案件は緊急時の措置の場合です。事前調査を行わない場合は、ガイドライン3.2.1の手続きを本格調査で実施しております。

<sup>3</sup> なお、これらの案件の中には、事前調査報告書でカテゴリ分類の根拠について触れているものもある。しかし、カテゴリ分類は要請確認段階（ガイドライン3.1.1）と事前調査段階（ガイドライン3.2.2）の2回行われることがガイドライン上想定されており、事前調査段階でのカテゴリ分類の根拠の公開をもって、要請確認段階でのカテゴリ分類の根拠の情報公開（ガイドライン3.1.4）を実施したということとはできない。

す。

(コメント) 事前調査が行われていない場合には、実施中案件リストにある” Preparatory Study”、” pdf” 等の表記は誤解を避けるために削除することを提案する。

(答) ” Preparatory Study” を” Stage of S/W Signature” に修正することを検討します。” pdf” は、PDFファイルがあることを示しているため、削除すると、かえって分かりにくくなると考えます。

(コメント) M/P・F/S一体型の開発調査における環境社会配慮手続きについて改善・明確化する必要があると考える<sup>4</sup>。

(答) 1つの開発調査でM/PとF/Sの双方を行う場合でも、ガイドラインのM/PとF/Sの規定をそれぞれ適用しており、問題は感じておりませんが、ご意見を踏まえて検討したいと考えております。

(質問) 連携 D/D の報告書に含まれる入札関連情報とは何か。入札関連情報を公開すると、なぜ入札の競争性が保たれないのか。

(答) 入札関連情報とは、入札図書、基本計画、現地再委託業務計画等の情報です。入札者の公正な競争の促進のため、一定期間非公開としています。

#### 〇スキーム別手続き：無償資金協力のための事前の調査（回答 p. 15）

(質問) 回答は「適切な環境社会配慮が行われているかを確認して」いるとするが、適切な配慮がなされているか否かはどのように判断しているのか。当該プロジェクトがガイドライン 1.6 及び別紙 1 の要件を満たしていることを確認しているのか。

(答) 記録化されていませんが、代替案の設定、影響項目の選定、緩和策等、又カテゴリ A の場合は、ステークホルダー協議の開催、情報公開等について確認を行い、逐一ではありませんが、ガイドライン 1.6 及び別紙 1 を含め、確認を行っています。

(質問) 基本設計調査においては、線形や施設形状の具体化により、どのような点について確認を行うのか、具体的に教えていただきたい。

(答) 線形や施設形状の具体化により、影響も具体化されることになるので、これに対応した緩和策を確認しています。

例えば、「エルサルバドル共和国/ホンデュラス共和国 日本・中米友好橋建設計画」では、基本設計調査で、橋梁の位置とアクセス道路の線形が確定したことに伴い、「エ」国及び「ホ」国側で移転する住民から同意書を取り付け、円滑に道路用地が取得されることを確認しています。また、既存の橋梁周辺の中小商業従事者へのヒアリング調査を行い、彼（女）らの意向を確認し、プロジェクトの実施に対して中小商業従事者と円滑な合意形成が行えるよう支援・確認を行いました。

<sup>4</sup> JICA 環境社会配慮審査会「第 1 期のまとめについて」p. 7。

(コメント・質問) 基本設計調査報告書に含まれる入札関連情報とは何か。入札関連情報を公開すると、なぜ入札の競争性が保たれないのか。「予定」とはいつから実施するのか。

(答) 入札関連情報とは設計図面、機材計画、調達計画、及びプロジェクトの概算事業費等の情報です。入札者の公正な競争の促進のため、一定期間非公開としています。特にプロジェクトの概算事業費を公開すると、予定価格を類推させることから入札の競争性の確保に支障をきたすこととなります。また、基本設計調査報告書の公開作業は今後逐次行っていきたいと考えています。

以上

2008年3月14日  
国際協力銀行

### 清水委員の追加質問に対する回答

2.1. 回答(P8)のインドネシアとベトナムのカテゴリB案件について、EIAが作成されていなかった1案件のプロジェクト名を教えてください。

(答) インドネシアのクラマサン火力発電所拡張事業です。

2.2. 回答(P8)の南アジアのカテゴリB案件について、EIAが作成されていなかった22案件のプロジェクト名を教えてください。

(答) 下表の通りです。

国名	事業名
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業
バングラデシュ	送電網整備事業
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業(バラナシ)
インド	地方電化事業
インド	スワン川総合流域保全事業
インド	オリッサ州森林セクター開発事業
インド	コルカタ廃棄物管理改善事業
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業
インド	グジャラート州森林開発事業フェーズ2
インド	アグラ上水道整備事業
インド	アムリトサル下水道整備事業
インド	オリッサ州総合衛生改善事業
モルディブ	モルディブ津波復興事業
パキスタン	チェナブ川下流灌漑用水路改修事業
パキスタン	給電設備拡充事業
パキスタン	ダドゥ・クズダール送電網事業
スリランカ	観光セクター開発事業

スリランカ	東部州経済インフラ復興事業
スリランカ	貧困緩和地方開発事業

2.3. 回答(P11)において、「住民協議が実施されたか否かの確認に留まらず、実施された住民協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、住民協議が適切に行われたか否かも確認した上で、適切な過程を経ているかどうかを判断しています。」とありますが、スマラン総合水資源・洪水対策事業の影響住民30人弱(サンプル)への聞き取り調査(2007年8月~9月)からは、「コンサルテーションでは、代替案の検討について説明はなく、ダム建設、ダムのメリットについて伝えられただけで、影響について聞いても『無い』といわれるばかり」との声もありました。同事業では、どのように住民協議の適切性について判断したのですか。

(答)ご指摘のインドネシア・スマラン総合水資源・洪水対策事業については、住民協議がEIAの作成過程で計5回、用地取得・住民移転計画の作成過程で計14回開催されていること等をアプレイザル時に確認したものです。なお、昨年12月に同様のご指摘をいただいたところ、本行よりインドネシア政府・実施機関に対応を働きかけしており、詳細については引き続き個別に協議させていただきます。

2.4. 回答(P11)のインドのパブリックヒアリングについては理解しましたが、それと「住民協議」はどのように異なるのですか。

(答)「住民協議」は協議の場を設けてプロジェクト実施主体者からステークホルダーに説明を行うのに対し、「パブリックヒアリング」は同様の場を設定しないという違いはありますが、両者とも、環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報を公開した上で、地域住民を含めて広く一般から意見を求める手法である点においては共通したものと認識しています。

2.5. 回答(P11)の詳細設計の線形による移転住民の増加・減少についてですが、どの程度の人数の増減があるのですか。いくつか事例を教えてください。

(答)例えば、フィリピンのパンパンガデルタ洪水制御事業(1)では、アプレイザル時に2,180世帯の住民移転が見込まれていましたが、実際は1,851世帯に減少しました。また、中国の山西河津火力発電所建設事業(1)(2)では、アプレイザル時に5世帯の移転が見込まれていましたが、実際は15世帯に増加しました(いずれの事業も事後評価報告書を本行ホームページで公表しています)。

2.6. 回答（P11）の詳細設計に関連し、現在、JBIC では詳細設計時の環境社会配慮をどのように実施しているのか、具体的に教えてください。

（答）アプレイザル後の詳細設計を踏まえた環境社会配慮については、本行は、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じて確認していません。

2.7. 回答（P13）について、「移転住民の生計や生活の回復・改善」については、それを確保するにはベースラインデータが必須です。住民移転が発生する全ての案件について住民移計画においてそのベースラインデータがとれているのですか。

（答）本調査は現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、各案件の住民移転に関するベースラインデータの入手状況確認までは行っていませんが、いずれにしろ詳細設計段階での経済社会調査の実施等により、移転住民の生計状況について把握するよう努めています。

2.8. 回答（P14）のEIA 報告書への反映状況について、協議が反映されていなかった理由を教えてください。

（答）本調査では本行によるアプレイザル時の資料等に基づきガイドラインの実施状況を確認しましたが、EIA 報告書に反映されたことが明らかな案件は確認できましたが、そうでない案件それぞれにおいて反映されなかったのかどうか、反映されなかったとしたら理由は何かといったところまでの確認は行っていません。

2.9. 回答（P14）の住民移転が発生する事業における影響住民の参加状況について、「住民移転が発生する全案件」において参加が確保されていたということでしょうか。

（答）住民移転が発生する全カテゴリ A 案件において、被影響住民が住民移転計画書やモニタリング計画のプロセスに参加していることを確認しています。



2.10. 回答(P14)で、ライフサイクルに渡る影響が検討されていることが確認できた案件名を教えてください。また、確認できなかった案件については、検討されなかった理由を教えてください。

(答)本調査において、ライフサイクルに渡る影響が検討されていることが確認できた案件はベトナムのニンビン火力発電所増設事業(1)、ギソン火力発電所建設事業(1)及びインドネシアのスマラン総合水資源・洪水対策事業です。なお、本調査では本行によるアプレイザル時の資料等に基づきライフサイクルに渡る影響が検討されたかを確認しましたが、当該検討がなされたことが明らかな案件は確認できましたが、そうでない案件それぞれにおいて検討されなかったのかどうか、検討されなかったとしたら理由は何かといったところまでの確認は行っていません。

2.11. 回答(P15)「環境アセスメント報告書」に関して、ガイドラインでは「地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」とありますが、回答では、「事業概要、環境への影響、環境に対する緩和策等を含む情報が提供されている」とあります。これは書面は作成されず、口頭での説明があったということですか。上記のスマラン総合水資源・洪水対策事業に関する住民への聞き取りからは、住民は書面をもっていないでし、緩和策どころか影響さえ説明されなかったという声も聞かれました。

(答)ご指摘のインドネシア・スマラン総合水資源・洪水対策事業については、EIAの作成過程で住民協議が計5回実施され、その際に地域の人々が理解できる言語で書かれた書面が配布され、事業内容や発生しえる影響が説明されたことをアプレイザル時に確認したものです。なお、昨年12月に同様のご指摘をいただいたところ、本行よりインドネシア政府・実施機関に対応を働きかけており、詳細については引き続き個別に協議させていただきます。

2.12. 回答(P17)について、不法居住者に対する用地取得や住民移転の際、JBICでは補償措置のレベルをどう設定していますか。

(答)本行は、被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるよう、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを確認しています。国際的なプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、背景・理由を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。

2.13. 回答(P18)について、モニタリング結果が同じ国内でも公開されているものと公開されていないものがあるようですが、それはなぜですか。

(答)同じ国の事業であっても、モニタリング結果の公開のタイミングを建設中としているもの、事業完成後の供用時としているものがあり、また個々の事業の進捗も異なるため、公開されているものと公開されていないものがあります。